

伊勢崎都市計画工業団地造成事業の変更（群馬県決定）

伊勢崎都市計画工業団地造成事業に次の工業団地造成事業を追加する。

名 称		伊勢崎宮郷工業団地造成事業					
面 積		約 58.0 h a					
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
	幅員6～18mの区画道路について、土地利用を考慮して適正な街区を形成するよう適宜配置する。						
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考		
				施行区域内に公園及び緑地を適宜配置する。面積については施行面積の3%以上確保する。			
下 水 道	下水及び工場排水は、処理後、一級河川利根川へ放流する。雨水排水は、調整池により調整した後、一級河川利根川へ放流する。						
その他の公共施設							
宅 地 の 利 用 計 画	区 分		面 積	比 率	備 考		
	工場敷地		約 47.2 h a	81.4%			
	（ 参 考 ）	公 用 地	道 路	約 5.5 h a	9.5%		
			公園・緑地	約 2.1 h a	3.6%		
			そ の 他	約 3.2 h a	5.5%	調整池、水路等	
			小 計	約 10.8 h a	18.6%		
	合 計		約 58.0 h a	100.0%			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

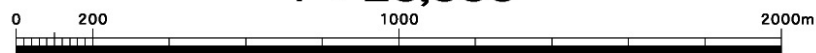
当該区域は、昭和45年5月25日付け首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けており、首都圏における計画的工業配置と均衡ある地域社会の発展に寄与するべく、都市計画事業として工業団地を造成しようとするものである。

総括図 S=20,000

名称 伊勢崎宮郷工業団地造成事業
面積 約58.0ha

玉村町

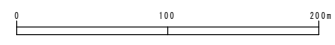
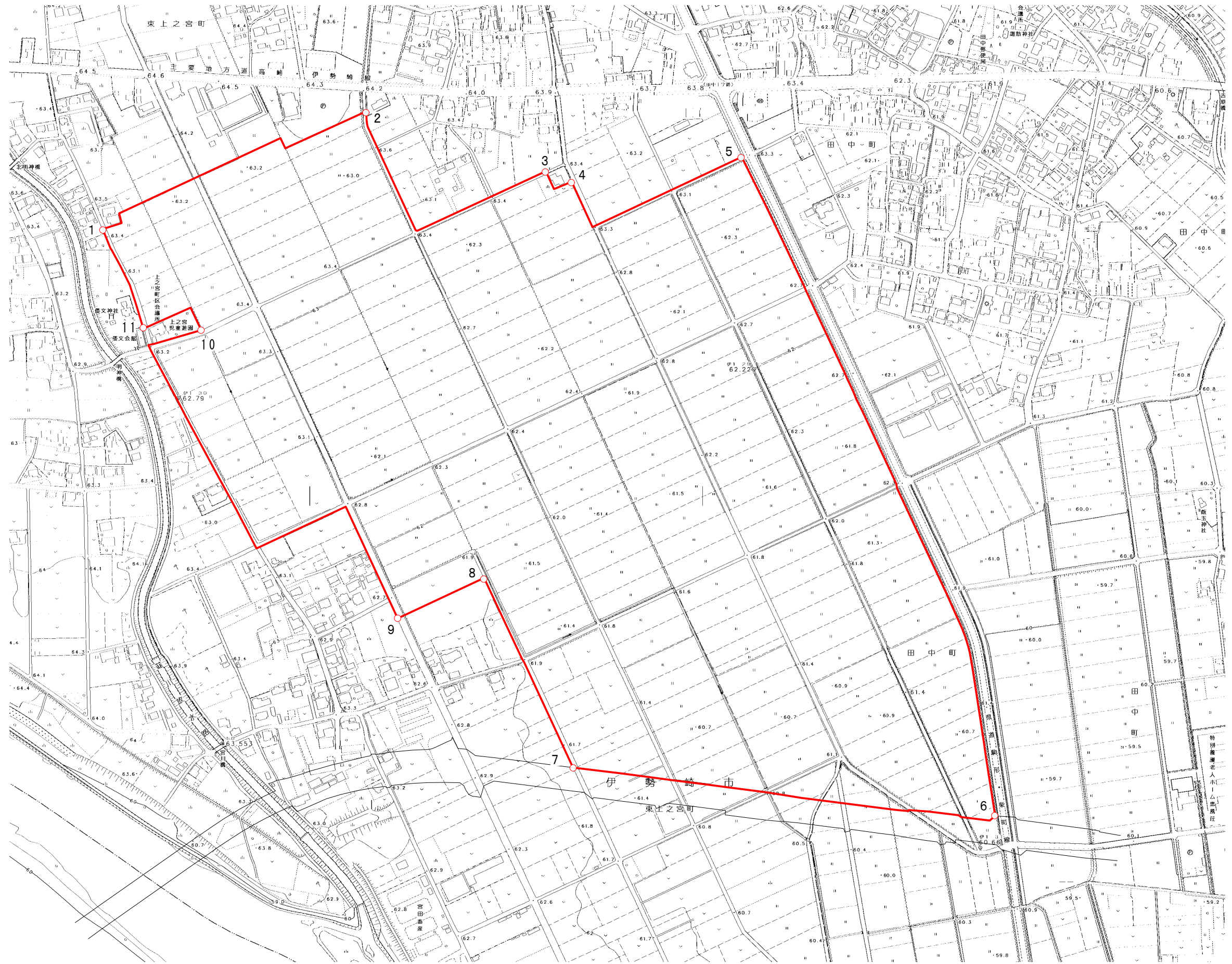
1 : 20,000



伊勢崎都市計画区域

凡 例		区域施設区分	用途地域等区分	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ (m)
—	行政界	行政界	第1種低層住居専用地域	80	40	10
—	都市計画区域	都市計画区域	第2種低層住居専用地域	100	50	12
—	市街化区域	市街化区域	第1種中高層住居専用地域	—	—	—
—	D I D 地区 (H17年)	D I D 地区 (H17年)	第2種中高層住居専用地域	—	—	—
—	都市計画公園	都市計画公園	第1種住居地域	60	—	—
—	都市公園	都市公園	第2種住居地域	200	—	—
—	特別緑地保全地区	特別緑地保全地区	準住居地域	—	—	—
—	工業団地造成事業区域	工業団地造成事業区域	近隣商業地域	—	—	—
—	土地再開発事業区域	土地再開発事業区域	商業地域	80	—	—
—	防火地域	防火地域	準工業地域	400	—	—
—	準防火地域	準防火地域	工業地域	—	—	—
—	下水道施設	下水道施設	工業専用地域	60	—	—
—	都市計画火葬場	都市計画火葬場	市街化調整区域	—	—	—
—	都市計画道路	都市計画道路	その他区域 (非線引き白地)	—	—	—
—	都市計画高速鉄道	都市計画高速鉄道	特別用途地区 (第1種特別業務地区)	—	70	—
—	都市計画ごみ焼却場	都市計画ごみ焼却場	特別用途地区 (第2種特別業務地区)	—	—	—
—	都市計画汚物処理場	都市計画汚物処理場	特別用途地区 (第3種特別業務地区)	—	—	—
—			特定用途制限地域	—	—	—

計 画 図



凡 例	
開発区域界	——
事業区域界	——
測点1-2	境界
測点2-3	境界
測点3-4	境界
測点4-5	境界
測点5-6	境界
測点6-7	境界
測点7-8	境界
測点8-9	境界
測点9-10	境界
測点10-11	境界
測点11-1	境界